

新潟市土木設計等委託業務成績評定要領の運用

1 担当係長等の考査基準

(1) 考査方法

担当係長等は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（担当係長等用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、表－1を参考として15点まで減点することができる。

指名停止等の措置に関しては、「新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領」によるものとする。

表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止 1ヶ月を超える
減 点 数	3点	5点	10点	15点

(4) 暇庇修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する重大な誤謬・欠陥が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、暇庇修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、表－2を参考として20点まで減点することができる。

表－2 暇庇修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	暇庇修補又は損害 賠償の実施	故意又は重大な過失に より瑕疵修補又は損害 賠償の実施
減 点 数	10点	20点

2 監督員及び検査職員の考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。

3 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

① 「地質調査、測量業務」採点表

「地質・土質調査業務委託共通仕様書」に規定する地質調査業務及び「測量業務委託共通仕様書」に規定する測量業務に適用する。

②「設計業務」採点表

「設計及び解析業務委託共通仕様書」に規定する設計業務に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取り扱い

対象業務が、上記(1)で複数の業務にまたがる場合は、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

4 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出して付加する。重み付けは、採点表を参照すること。

評価項目		管理技術者 又は 主任技術者	担当技術者	照査技術者	
専門技術力	提案力, 改善力	○	○	—	
	業務執行技術力	○	○	—	
	施工時への 配慮 (注)	概略設計, 予備設計	○	○	—
		詳細設計	○	○	—
	コスト把握能力(注)	○	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	—	
	品質管理能力	○	—	○	
	迅速性, 弾力性, 調整能力	○	—	—	
コミュニケーション力	説明力, プレゼンテーション力, 協調性	○	○	—	
取組姿勢	責任感, 積極性, 倫理観	○	○	—	
成果品の品質		○	○	○	

(注)「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

参考：採点上の補足

1 減点について

委託業務成績評定表の「⑤その他」を選択する場合は、その理由を記載する。以下に例を示す。

- ・その他（監督員の再三の指示にも関わらず、改善されなかった。）
- ・その他（プロポーザル方式において、契約図書に反映された提案の実施が不十分であった。）

2 採点表（評価細目）で高度なレベルが求められる場合等について

“高度な調査・解析・設計” “高度な技術レベル” “難易度の高い業務”などの項目については、別紙（「知識」及び「構想力・応用力」の高い業務）による。

「知識」及び「構想力・応用力」の高い業務

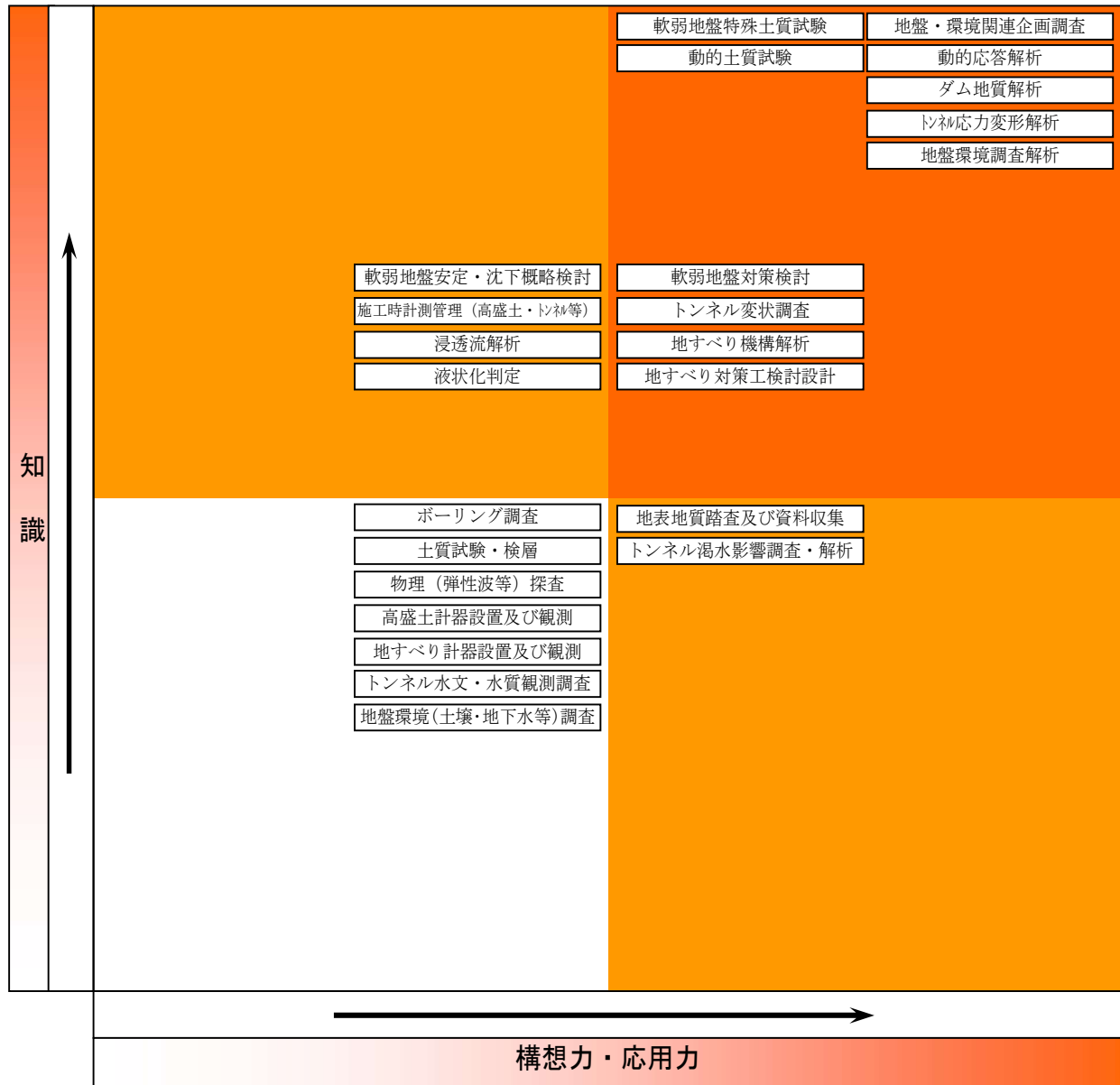


図 地質調査の例

「知識」及び「構想力・応用力」の高い業務



図 測量作業の例

「知識」及び「構想力・応用力」の高い業務



図 道路事業に係わる設計業務の例